

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター（以下「当法人」という。）定款第19条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(職員等)

第2条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 専任又は兼務職員

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

(職員の職務)

第3条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 各部の専任又は兼務職員は、事務局長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第5条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。